１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所７号炉　設計及び工事の計画）【２５６】
２．日　時：令和２年７月９日　１０時００分～１７時００分
３．場　所：原子力規制庁　９階Ｄ会議室
４．出席者（※・・ＴＶ会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、宇田川安全審査官、
服部安全審査専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部　課長　他１４名※

５．要旨

（１）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所７号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性及び強度に関する説明書について、令和２年６月４日、６月２５日及び７月２日の提出資料に基づき説明があった。

（２）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【工事計画認可で実施する比倍評価について】

○　「２．既工認における強度計算書等の基本的な評価方法」及び「３．今回工認における比倍評価の方法」に示される数種類の応力評価方法について、フロー図により評価方法の選択の考え方を整理して説明すること。

○　「３．２　荷重条件を比倍し評価を行う場合」について、計算例を整理して説明すること。また、柔な設備に対する応力評価方法を整理して説明すること。

【重大事故等時の原子炉格納容器耐震評価条件について】

○　弾性設計用地震動Ｓｄ及び基準地震動Ｓｓと組合せを行う重大事故等時の評価温度と評価圧力の設定根拠について、「Ｖ－１－８－１　原子炉格納施設の設計条件に関する説明書」で説明すること。

【動的機能維持の詳細評価について（新たな検討又は詳細検討が必要な設備の機能維持評価について）】

○　非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの逃がし弁について、弁の機能が喪失してもポンプの機能が維持されることを整理して説明すること。ポンプの機能

が維持されないのであれば、弁の動的機能維持評価について整理して説明すること。

【重大事故等対処設備の動的機能維持要求の整理について】

○　「表１　ＪＥＡＧ４６０１－１９８４に基づく動的機能維持要求の整理」に示される重大事故等対処設備の動的機能維持要求について、事象発生後短期及び長期の範囲を明確にした上で、重大事故対処設備の弁が事象発生後短期及び長期で動的機能維持不要であることを整理して説明すること。

【原子炉補機冷却海水系ポンプの耐震性についての計算書に関する補足説明資料】

○　「図２－３　モード図」について、鉛直方向に卓越する６次振動モード図を整理して説明すること。

【中央制御室換気空調系ダンパ（Ｕ－４１ＤＡＭ６０２Ａ，Ｂ）の弁ふたの厚さ評価について】

○　弁のネック部に対するＡＮＳＩの評価手法を弁ふたに適用することについて、その根拠と適用性を整理して説明すること。また、弁ふたの応力評価について整理して説明すること。

（３）東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

６．その他

なし